

## 新型コロナウイルス感染症対策休業支援金 Q&A

### Q1 対象要件の考え方は？（休業等要請）

A1 ゴールデンウィーク後半は、人の動きが増えることを予想できることから、感染拡大を警戒する大事な期間となります。感染拡大を防ぐために、気を緩めることがないよう、5月2日～6日の5日間の休業や営業時間短縮を要請します。5日間の休業等要請に応じていただくことが対象の要件となります。

### Q2 対象要件の考え方は？（対象施設）

A2 支援金の目的は、感染拡大防止の考えに加え、休業等により影響を受ける事業者を支援することです。よって、福岡県が休業要請・協力依頼をした市内の施設に加え、対面で販売等の営業を行っている施設や3密となり得る施設であれば対象となります。また、床面積の広さに要件は設けませんので、100㎡未満の施設でも対象となります。

### Q3 誰がこの支援金を受け取るのですか？

A3 上記のQ2でお答えした施設を運営するすべての企業が受け取れます。個人事業主を含む中小企業、大企業が対象となります。

### Q4 飲食店の場合、どうすれば協力金の対象となりますか？

A4 飲食店等の食事提供施設は、夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯の営業自粛に向け、営業時間を短縮する場合に対象となります。もちろん終日休業した場合も対象となります。

例) 夜23時まで営業していた店舗が、夜20時までの営業に短縮した

Q5 飲食店がテイクアウトサービスに切り替えて営業を継続した場合は、支給対象となりますか？

A5 店内飲食の営業時間を短縮し、夜 20 時から朝 5 時までの営業を行わない場合は、対象となります。なお、この時間帯にテイクアウトサービスを行っていても、対象となります。

Q6 まだ事業を始めたばかりだが、休業に協力した場合、支給対象となりますか？

A6 令和 2 年 4 月 1 日以前の営業活動が確認できる場合は、対象となります。

Q7 5 日 5 日だけ営業しますが、支援金は支給されますか？

A7 対象期間 5 月 2 日(土)から 6 日(月)までの 5 日間全てを休業した事業所が対象となりますので、この場合は対象とならず、支援金の支給はありません。

Q8 申請方法は？

A8 次の手順にて申請をお願いします。

①申請書を入手し、記入・押印し、必要な書類（営業許可証等の写し、預金通帳等の写し、休業の状況が確認できる書類）を準備。

※申請書は、市のホームページからダウンロードするか、みやま市商工観光課およびみやま市商工会の窓口で受け取ってください。

②みやま市商工観光課あてに郵送または持参してください。人と人の接触を避けるため、出来る限り郵送による提出にご協力ください。

Q9 申請から入金までの期間は？

A9 申請順にできる限り早急に事務処理を行い、5 月中旬の入金開始を目指します。